

令和 8 年

第 4 回庄原市議会定例会議案

(9 月)

庄 原 市

令和 8 年第 4 回庄原市議会定例会議案目次

議案第113号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	1
議案第114号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	3
議案第115号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	5
議案第116号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	7
議案第117号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	9
議案第118号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	11
議案第119号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	13
議案第120号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	15
議案第121号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	17
議案第122号	庄原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第123号	庄原市税条例の一部を改正する条例	21
議案第124号	字の区域の変更について	27
議案第125号	令和 8 年度庄原市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第126号	令和 8 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第127号	令和 8 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第128号	令和 7 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について	31
議案第129号	令和 7 年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について	32
議案第130号	令和 7 年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について	33
議案第131号	令和 7 年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について	34

議案第132号	令和7年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	35
議案第133号	令和7年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について	36
議案第134号	令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	37
議案第135号	令和7年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	38
議案第136号	令和7年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	39
議案第137号	令和7年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	40
議案第138号	令和7年度庄原市下水道事業会計決算認定について	41
議案第139号	令和7年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について	42
議案第140号	令和7年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について	43
報告第8号	庄原市総合サービス株式会社の経営状況について	別冊
報告第9号	株式会社庄原市農林振興公社の経営状況について	別冊
報告第10号	庄原さとやまペレット株式会社の経営状況について	別冊
報告第11号	株式会社グリーンウインズさとやまの経営状況について	別冊
報告第12号	株式会社ニュー東城の経営状況について	別冊
報告第13号	株式会社緑の村の経営状況について	別冊
報告第14号	株式会社里山総領の経営状況について	別冊
報告第15号	健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊
報告第16号	令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	別冊
報告第17号	継続費の精算について	45
報告第18号	債権の放棄について	49
報告第19号	債権の放棄について	53

報告第20号	債権の放棄について	57
報告第21号	債権の放棄について	61

議案第 113 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

武 田 敏 昭

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 114 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

道 岡 泰 之

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 115 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

板 倉 恒 憲

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 116 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

松 木 悦 子

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 117 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

柳 原 眞 里 子

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 118 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

兼 丸 裕 子

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 119 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

森 多 浩 文

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 120 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

松 井 一 清

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに推薦するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 121 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

田 辺 利 展

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに推薦するため意見を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 122 号

庄原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

庄原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 17 年庄原市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。
第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 123 号

庄原市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市税条例の一部を改正する条例

庄原市税条例（平成 17 年庄原市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１） 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２） 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）

又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

- （３）法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- （１）公的年金等支払者の名称
- （２）公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- （３）特定配偶者の氏名
- （４）扶養親族又は特定親族の氏名
- （５）その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 20 条第 1 項」を「、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 9 条の 2 中「第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項から第 6 項までの規定中「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 8 項中「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め

る。

附則第 17 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規

定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 10 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定 公布の日
- (2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の庄原市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の庄原市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租

税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の庄原市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 19 条の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー

発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 124 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、庄原市総領町の次の字の区域の変更調書の表の左欄に掲げる区域を同表右欄に掲げる字の区域に変更するため、議会の議決を求める。

なお、字の区域の変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から効力を生ずる。

令和8年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

字の区域の変更調書
(別紙)

(提案理由)

地籍調査事業により、錯綜している字を統合整備する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(別紙)

字の区域の変更調書

左欄			右欄	
町・大字	字	地番	町・大字	字
総領町下領家	丹波谷	719の1、719の2、765の2、 766、768、769の1、769の2、 770、824	総領町下領家	丹波谷西山
	二番滝	1180、1183、1184の1、1185、 1187		二番滝平
	丹波谷西山	5199の5、5200の9、5200の10		丹波谷

議案第 128 号

令和 7 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 129 号

令和 7 年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 130 号

令和 7 年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 131 号

令和 7 年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 132 号

令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 133 号

令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 134 号

令和 7 年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 135 号

令和 7 年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 136 号

令和 7 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 137 号

令和 7 年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 138 号

令和 7 年度庄原市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度庄原市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 139 号

令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 140 号

令和 7 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

報告第 17 号

継続費の精算について

令和 7 年度継続費の精算額が確定したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

令和 7 年度庄原市一般会計継続費精算報告書

（ 別 紙 ）

令和7年度 庄原市一般会計継続経費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体計画(a)						実績(b)						比較(a-b)					
				年割額	左の財源			内訳	支出済額	左の財源			内訳	年割額と支出済額の差	左の財源			内訳			
					特定	地方債	その他			特定	地方債	その他			特定	地方債	その他				
																			国県支出金	国県支出金	国県支出金
10	2			462,973,000	78,425,000	382,400,000	0	2,148,000		461,960,134	78,425,000	382,400,000	0	1,135,134	1,012,866	0	0		一般財源	一般財源	
	小学校教育費	小学校施設整備事業 (東小学校校舎長寿命化改修工事)	令和6年度 令和7年度	488,104,000	89,300,000	390,700,000	0	8,104,000		487,992,986	89,300,000	390,700,000	0	7,992,986	111,014		0	0			111,014
	合計			951,077,000	167,725,000	773,100,000	0	10,252,000		949,953,120	167,725,000	773,100,000	0	9,128,120	1,123,880	0	0	0			1,123,880

報告第 18 号

債権の放棄について

庄原市債権管理条例（平成 26 年庄原市条例第 16 号）第 14 条第 1 項の規定により、債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

債権放棄報告書

（ 別 紙 ）

別紙

債権放棄報告書

債権の名称	放棄した債権の 合計額	債権の 件数	該当条項
住民訴訟（木質バイオマス利活用 プラント整備事業）の確定判決に 基づく損害賠償金		1 件	庄原市債権管理 条例第 14 条第 1 項第 2 号
元金	238, 061, 169 円		
損害金	118, 103, 915 円		
住民訴訟（木質バイオマス利活用 プラント整備事業）の判決確定に 伴う損害賠償請求事件に係る訴 訟費用	746, 400 円	1 件	
	合計 356, 911, 484 円		

報告第 19 号

債権の放棄について

庄原市債権管理条例（平成 26 年庄原市条例第 16 号）第 14 条第 1 項の規定により、債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

債権放棄報告書

（ 別 紙 ）

別紙

債権放棄報告書

債権の名称	放棄した債権の 合計額	債権の 件数	該当条項
庄原市建設工事請負契約約款第 43 条の規定による違約金 ・ 庄原市立田森保育所フェンス金網張替工事	13,272 円	1 件	庄原市債権 管理条例第 14 条第 1 項 第 4 号

報告第 20 号

債権の放棄について

庄原市債権管理条例（平成 26 年庄原市条例第 16 号）第 14 条第 1 項の規定により、債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

債権放棄報告書

（ 別 紙 ）

別紙

債権放棄報告書

債権の名称	放棄した債権の 合計額	債権の 件数	該当条項
業務委託契約書第 16 条の規定による違約金 ・ 市道隠地林正線測量設計業務委託 ・ 市道宮内線測量設計業務委託 ・ 市道川西比奈線測量設計調査業務委託	1,194,018 円	1 件	庄原市債権 管理 条 例 第 14 条 第 1 項 第 4 号

報告第 21 号

債権の放棄について

庄原市債権管理条例（平成 26 年庄原市条例第 16 号）第 14 条第 1 項の規定により、債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

債権放棄報告書

（ 別 紙 ）

別紙

債権放棄報告書

債権の名称	放棄した債権の 合計額	債権の 件数	該当条項
庄原市建設工事請負契約約款第 43 条の規定による違約金 ・ 第 5573 号市道吹矢谷下線道路災害復旧工事	110,160 円	1 件	庄原市債権 管理条例第 14 条第 1 項 第 4 号